

京都府防災会議「地域防災の見直し部会」 (京都府防災会議専門部会)

1 開催日時

平成24年12月27日(木) 13時30分～16時30分

2 場 所

ルビノ京都堀川「金閣」

3 出席委員

林部会長、井合委員、牧委員、笠原委員、古賀委員、三澤委員、三島委員、小池委員、小野委員、伊藤委員

4 結果概要(委員からの主な意見)

(1) 国の取組状況について

事務局から原子力防災に係る国の取組状況について説明

(2) 京都府地域防災計画(原子力発電所防災対策計画編)の見直しについて

① 原子力災害重点区域(PAZ、UPZ)の考え方について

- 現在、国の広域的な地域防災に関する協議会(国・府・福井県・滋賀県・岐阜県)において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等を協議中である。
- 本府としては、当面、国の原子力災害対策指針及びMACCS2の予測結果を踏まえ、7日間で100mSvというIAEAの基準をもとに、100mSvを超える被ばくはさせないということを前提に次のとおり検討すべき。(ただし、100mSvまでの被ばくを許容するというわけではない。)
 - ・ PAZは高浜原発から5km
 - ・ UPZについては高浜原発は30km、大飯原発は32.5kmとし、集落の単位で範囲を設定する

② 広域避難対策の考え方について

- PAZ圏内は緊急時には即避難させる。5～30kmは2日間の屋内退避を原則とし、モニタリングの実測値に応じて避難を行うこととすべき。
- 1次避難は1か月を目安とし、1か月を超える場合はホテル、旅館の活用を検討する。高線量で帰還できないような場合には公営住宅・賃貸住宅への2次避難を考えるべき。
- スクリーニングは避難ルートを考えて高速道路のサービスエリアなどで実施するのが望ましいが、京都府が実施する避難時間推計シミュレーションの結果を参考にして適地の選定を行うこと。
- 要配慮者の避難については、5km圏内の避難を具体的に検討すること。要配慮者を特定して避難方法と避難先を詰めることとし、5km圏外は屋内退避を優先するなど、なるべく動かさない方向で検討すること。

③ 地域防災計画(原子力発電所防災対策計画編)の改定について

- 地域防災計画の策定に当たっては、複合災害を想定し、避難道路が通行止めとなっている場合の対応やテロ対策なども検討すること。
- 府と市町村との役割分担を明確にすること。